

人権尊重の共生社会づくりを 私たちみんなの手で

京都府人権尊重の共生社会づくり条例を
2025年(令和7年)4月1日に施行しました



府民のみなさまへ



京都府知事

西脇 隆俊

京都府では、府民お一人おひとりの尊厳と人権が尊重され、男性も女性も、子どもも高齢者も障害のある方も、外国人も、全ての人が地域で「守られている」「包み込まれている」と感じ、誰もが持つ能力を発揮し、生涯現役で活躍することのできる共生社会づくりに取り組んでいます。

この間、国においても、部落差別やヘイトスピーチなど個別の人権問題を解消するための法整備が相次いで行われてきていますが、人権を取り巻く現状を見ると、コロナ禍における感染者等に対する差別や、インターネット上の誹謗中傷など、誰もが被害者にも加害者にもなり得る状況が生じています。

全ての人が自分らしく生き、参画することができる社会を実現するためには、差別などの人権侵害があってはなりません。

私たち一人ひとりの尊厳と人権の重要性を認識するとともに、それぞれの個性の違いを認め合い、つながり、支え合うことを社会の基盤とする、「人権尊重の共生社会づくり」を私たちみんなで進めてまいりましょう。

「人権尊重の共生社会づくり」とは？

府民お一人おひとりが、人種、信条（固く信じる事柄）、性別、社会的身分、門地（いえがら）等により不当に差別されることなく、かけがえのない個人としてお互いを尊重し合いながら支え合う「共生社会」を形づくっていくことをいいます。

京都府は条例に基づいてどんなことをするの？

府民お一人おひとりが、お互いに人権の意義やその尊重及び共存の重要性について理解を深めていただくこと等を目的として人権教育及び人権啓発を推進します。

また、差別などの人権侵害を受けられた方が被害を回復していただけるよう、適切な相談体制を整備します。

府民や事業者はどんなことをすればいいの？

「人権尊重の共生社会づくり」は京都府だけで進めることはできません。府民お一人おひとりや事業者の方々が思いを一つにして、ともに努力し続けることが重要です。

府民、事業者のみなさまには、京都府や市町村等が実施する人権教育及び人権啓発を積極的に活用し、「人権尊重の共生社会づくり」について理解を深め、日頃の生活や事業活動の中でそれを活かしていただくことをお願いします。



京都府人権尊重の共生社会づくり条例

日本国憲法においては、国民が全ての基本的人権の享有を妨げられないものとされ、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として保障するとともに、国民は不断的努力によって憲法で保障される自由及び権利を保持しなければならない、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うことを定めている。

我が国においては、この憲法の下に、国際的な人権に関する諸条約等にもとっとり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきたところであり、近年においても、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律等、個別の人権課題に関する法律が相次いで制定施行されている。

京都府においても、これら人権尊重に関する現行法制の下に、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、人権尊重の精神の涵養^{かんよう}を図るとともに人権尊重の理念を広く府民に普及させるための施策を定め、実施するなど、国、市町村その他の関係機関等と連携して地域の実情を踏まえた取組を進めてきた。

しかしながら、現状をみるに、人権課題の生起がやむことはなく、人種、信条、性別、社会的身分、門地等による不当な差別その他の人権侵害が存在しているといわざるを得ない。特に、近年の急速な情報通信技術の進展に伴うインターネット上の人権侵害については、その匿名性や情報発信の容易さ等の特性から、誰もが加害者にも被害者にもなり得る状況が生じており、被害者の救済を図る施策の一層の推進が強く求められる実情にある。

また、府民が全ての人権の享有を妨げられず、平和で心豊かな社会を実現するためには、府民一人ひとりの尊厳と人権が共に尊重される必要があるが、そのためには、人権尊重の基盤となる社会の秩序が適正に保持されるとともに、全ての府民が自己の権利の行使に伴う責任を自覚し、自己の人権と同様に他人の人権をも尊重すべきであるという意識がより一層府民に浸透されることが必要である。

こうした状況において、私たちは、府民一人ひとりの尊厳と人権が共に尊重され、全ての府民が、地域等の社会において「守られている」、「包み込まれている」等といった社会からの温かさを感じることができるようになるとともに、誰もが主体的に社会に参画し、自らの可能性を伸ばすことができる人権尊重の共生社会づくりを推進しなければならない。

このような認識の下に、私たちは、府民一人ひとりの尊厳と人権の重要性を認識するとともに、それぞれの個性の違いを認め合い、つながり、支え合うことができる人権尊重の共生社会づくりにたゆまぬ努力を続けることを決意し、この条例を制定する。

定 義

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)人権尊重の共生社会づくり 府民一人ひとりが、人種、信条、性別、社会的身分、門地等により不当に差別されることなく、かけがえのない個人として相互に人権を尊重し合いながら支え合う共生社会を形成することをいう。
- (2)人権尊重の共生社会づくり施策 人権尊重の共生社会づくりのために行う人権教育及び人権啓発並びに相談体制の整備に関する施策をいう。
- (3)推進計画 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。)第5条の規定による施策を策定し、及び実施するために府が策定する人権教育及び人権啓発に関する計画をいう。

基本理念

第2条 人権尊重の共生社会づくりは、人権教育・啓発推進法第3条に定める基本理念を踏まえつつ、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- (1)府民一人ひとりが、相互に人権の意義並びにその尊重及び共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深め合うとともに、自己の権利の行使に伴う責任を自覚し、及び自己の人権と同様に他人の人権をも尊重するものであること。
- (2)府民一人ひとりが、それぞれの個性が認められる寛容な社会の一員として、つながり、支え合うものであること。
- (3)府民一人ひとりが、生涯にわたりあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるものであること。
- (4)情報化の進展等社会情勢の変化に的確に対応するものであること。
- (5)人権に関する相談に的確に対応するものであること。

府の責務

第3条 府は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権尊重の共生社会づくり施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 府は、人権尊重の共生社会づくり施策の策定及び実施に当たっては、国、市町村その他の関係機関等と連携し、及び協働して取り組むものとする。

市町村への協力

第4条 府は、人権尊重の共生社会づくりの推進のため、人権尊重の共生社会づくり施策を実施する市町村に対し、情報の提供その他の必要な協力を行うものとする。

府民及び事業者の責務

第5条 府民及び事業者は、基本理念にのっとり、人権尊重の共生社会づくりに関する理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 府民及び事業者は、府が実施する人権尊重の共生社会づくり施策に協力するよう努めるものとする。

推進計画

第6条 知事は、人権尊重の共生社会づくり施策を総合的かつ計画的に実施するため、推進計画において、次に掲げる事項(以下「基本的事項」という。)を定めるものとする。

- (1)人権尊重の共生社会づくりに関する基本的な考え方
 - (2)人権尊重の共生社会づくり施策の目標
 - (3)人権尊重の共生社会づくり施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
 - (4)その他必要な事項
- 2 知事は、基本的事項を推進計画に定めるに当たっては、次条第1項の規定による懇話会における意見交換を行うほか、府民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。
 - 3 知事は、基本的事項を推進計画に定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
 - 4 前2項の規定は、推進計画に定められた基本的事項を変更する場合について準用する。

懇話会

第7条 知事は、人権尊重の共生社会づくり施策の策定及び効果的な実施に関する事項について専門的な知見を有する者と府とが意見を交換するための懇話会を開催するものとする。

- 2 府は、前項の規定による懇話会における意見交換の内容を参考として、人権尊重の共生社会づくり施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 略

京都府の取り組み

人権教育・啓発

● 京都人権ナビ

<https://kyoto-jinken.net/>

地域や事業所等での
研修にご活用ください



● 京都府教育委員会学校教育課人権教育室

<https://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?p=55>

学校や地域等での
研修にご活用ください



人権相談

京都地方法務局・
京都府人権擁護
委員連合会

● みんなの人権110番（人権問題一般についての相談）

全国共通 TEL: 0570-003-110

電話相談・面接（面接は要予約）

● 人権特設相談（人権問題一般についての相談）

予約電話 TEL: 075-414-4235

※予約なしでもご相談いただけます。

● 人権問題法律相談 ～京都府人権リーガルレスキュー隊～

御自身又は関係者に関わる差別的な取扱いや誹謗中傷、プライバシーの侵害などによる人権問題について、京都弁護士会の弁護士が、司法的救済を中心にアドバイスする法律相談を実施しています。

京都府人権啓発
推進室

お一人20～30分程度

電話相談

専用電話 TEL: 075-741-6321

■相談日時／月2回（第1・第3火曜日）14時～16時

面接相談

※事前予約制 お一人40分まで

予約電話 TEL: 075-414-4271

予約 FAX: 075-414-4268

■相談日時／月1回

[昼間] 13時30分 （第2火曜日）京都府庁
～16時30分 （第4火曜日）各広域振興局巡回（宇治、亀岡、舞鶴、峰山）

[夜間] 18時～20時30分（第3水曜日）京都弁護士会・京都駅前法律相談センター

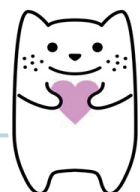
人権全般についてのお問い合わせ

京都府文化生活部
人権啓発推進室

京都市上京区下立売通
新町西入藪ノ内町

TEL: 075-414-4271 FAX: 075-414-4268

E-MAIL: jinken@pref.kyoto.lg.jp
<https://www.pref.kyoto.jp/jinken/>



京都府人権啓発キャラクター「じんくん」
みんな大切なオンリーワン